

第4回がんと共生のあり方 に関する検討会	資料 3
令和2年1月29日	

がん患者の自殺の実態調査と 専門的ケアにつなぐ体制について

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題**
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

がん患者の自殺対策について

自殺総合対策

自殺対策基本法(平成18年10月制定)

自殺対策基本法(平成28年4月1日改正)

自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)

－専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行うことを記載

がん対策

がん対策基本法(平成18年6月成立)

がん対策基本法(平成28年12月9日改正)

－がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を目指すことを掲載

第63回がん対策推進協議会(平成28年12月21日)

－がん患者の自殺対策について議論

第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日)

－専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行うことを記載

● 各研究班の取り組み

	期間	研究課題	研究代表
がん対策推進総合研究事業	H30-R2	WHOの自殺予防戦略に基づくがん患者自殺予防プログラムの開発	松岡 豊
革新的自殺研究推進プログラム	H29-30	がん医療における自殺ならびに専門的・精神心理的ケアの実態把握	内富庸介
	H31-	がん患者の専門的・精神心理的なケアと支援方策に関する研究	内富庸介

自殺総合対策の背景と取組

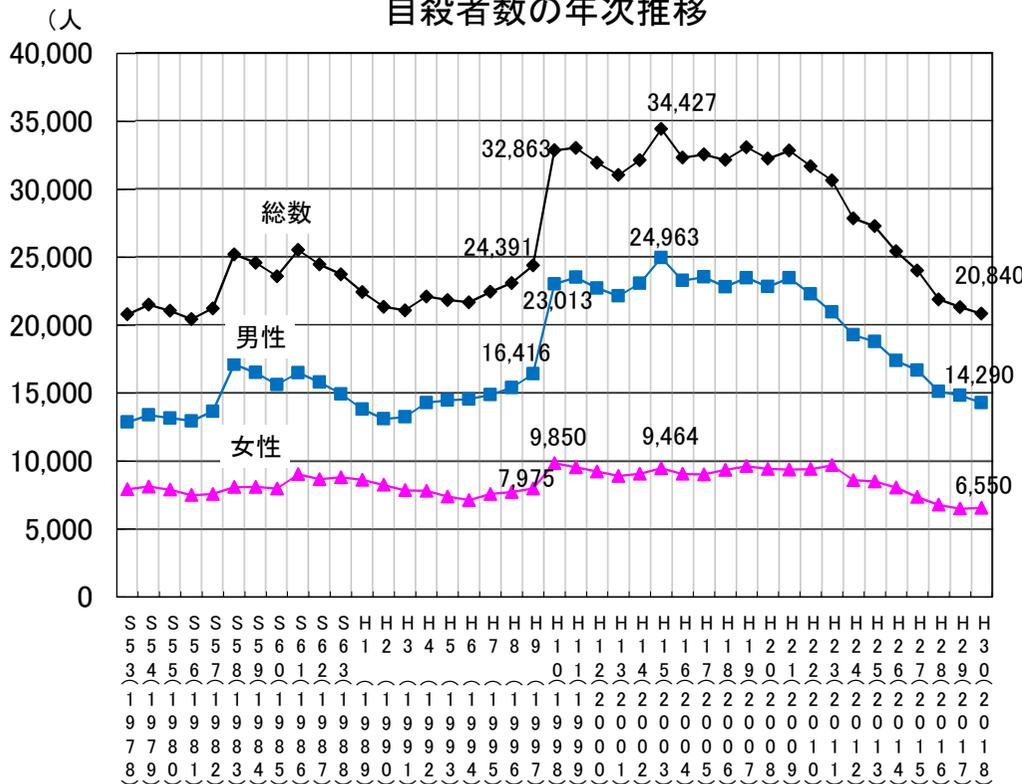
自殺の現状① 日本の自殺者数

○平成30年の自殺者数は20,840人で、前年よりも481人（約2.3%）減少。9年連続で減少し、昭和56年以来37年ぶりに21,000人を下回った。

○男女比は男7:女3。

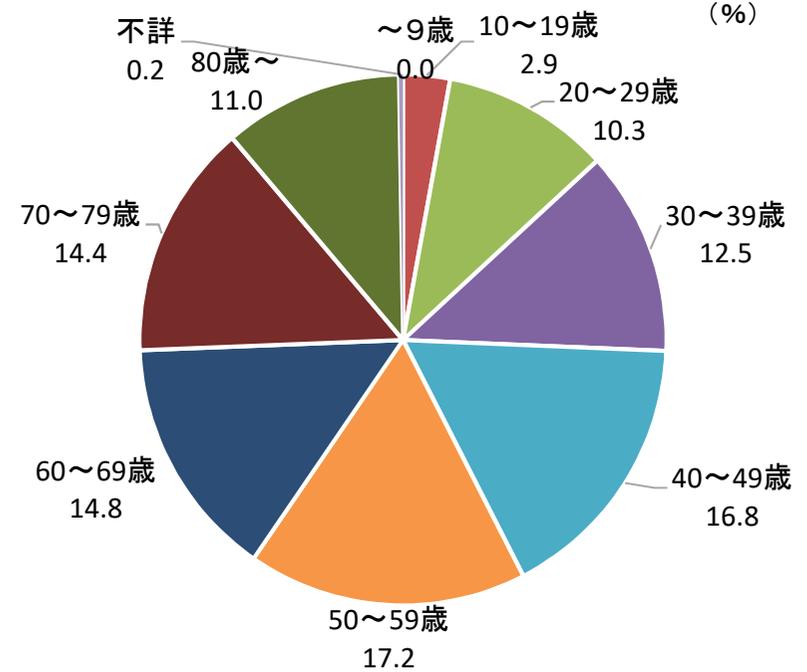
○50代（17.2%）が最も多く、次いで40代（16.8%）、60代（14.8%）、70代（14.4%）の順となっている。

自殺者数の年次推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

年齢階級別の自殺者数の構成比 (平成30年)



総数	～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
20,840	0	599	2,152	2,597	3,498	3,575	3,079	2,998	2,290	52
(100.0%)	(0%)	(2.9%)	(10.3%)	(12.5%)	(16.8%)	(17.2%)	(14.8%)	(14.4%)	(11%)	(0.2%)

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺の現状② 自殺死亡率

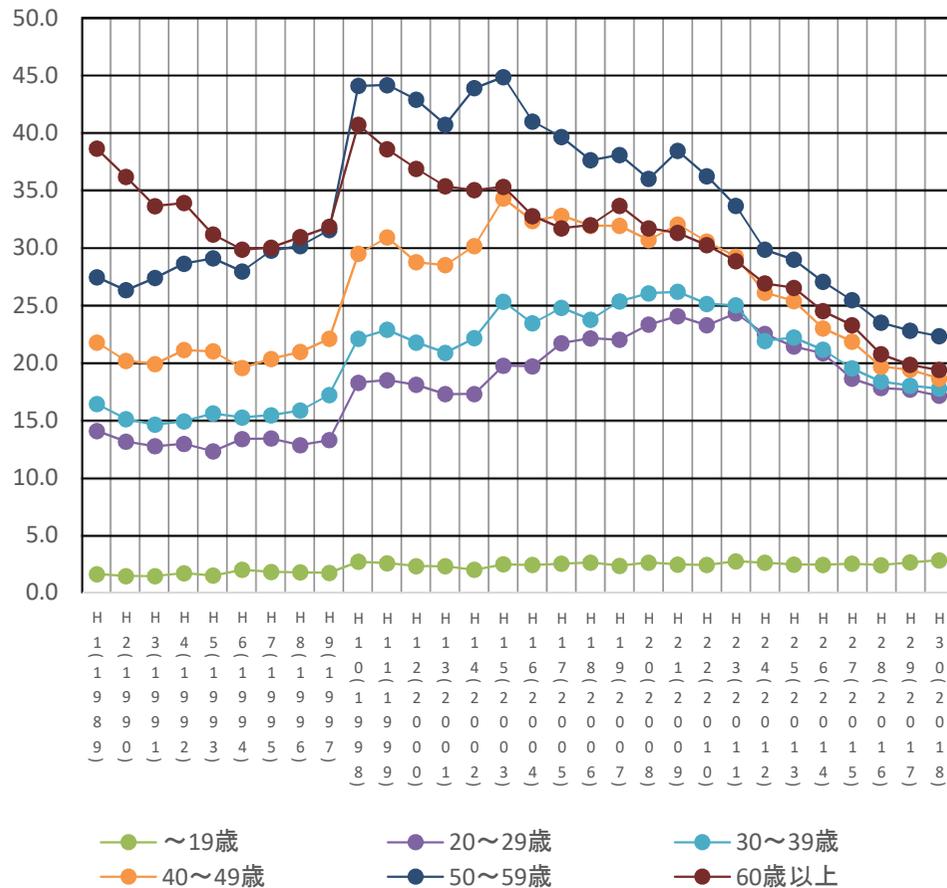
厚生労働省社会・援護局
自殺対策推進室より資料提供

○年齢階級別の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)をみると、全体的には低下傾向にあるが、19歳以下は平成10年以降おおむね横ばい。

○我が国の自殺死亡率は、他の先進国より高い。

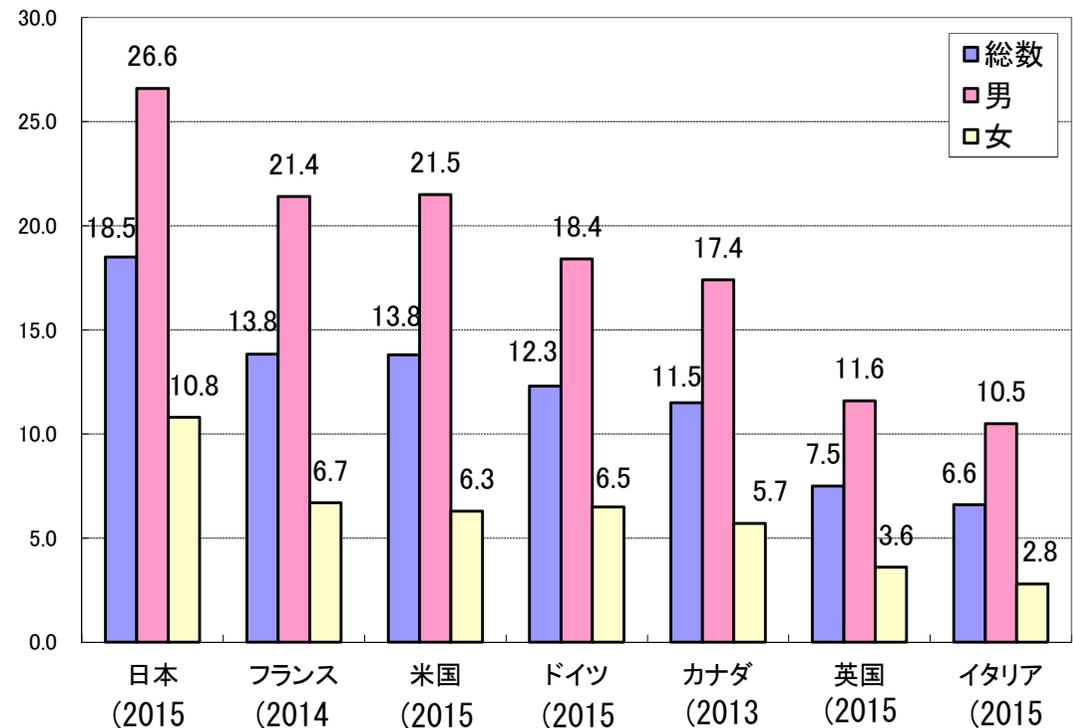
※最新のデータ(2017年の人口動態統計)によると、日本の自殺死亡率は、16.4

年齢階級別(10歳階級)の自殺死亡率



資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

先進国の自殺死亡率



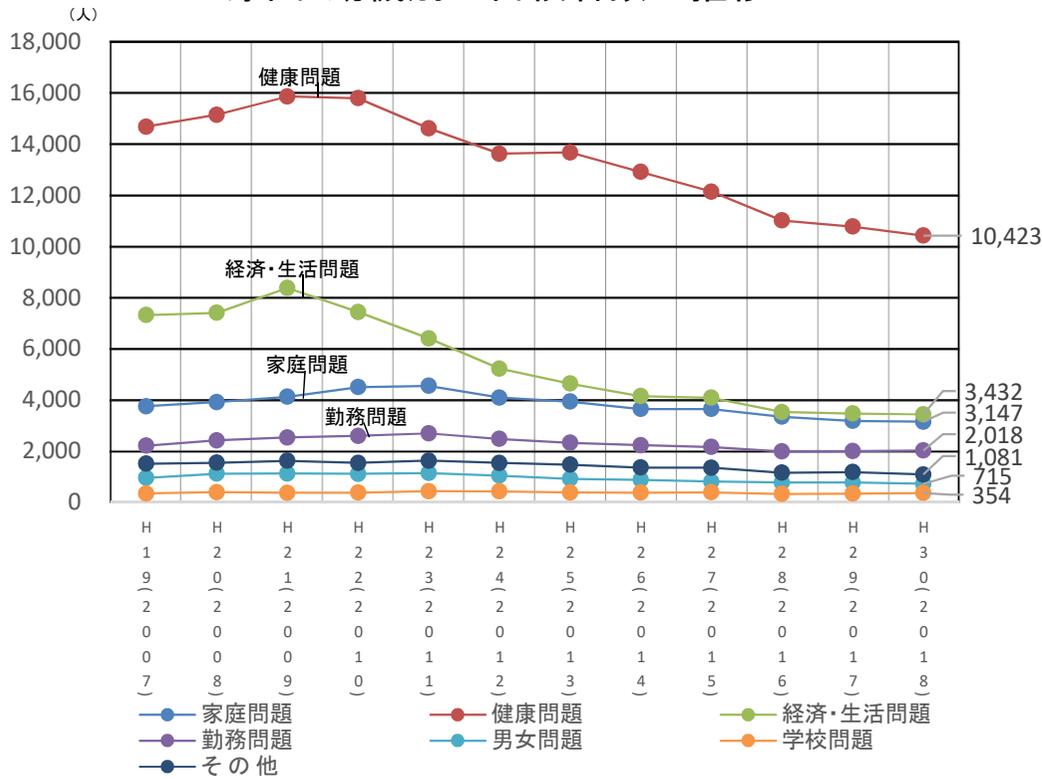
資料:世界保健機関資料(2018年9月)より厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺の現状③ 原因・動機別

○原因・動機は、多くの場合、複合的に連鎖。
個別にみると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順に多くなっている。

○健康問題は、年齢が上がるほど割合が大きくなる。
○19歳以下では学校問題が最も多い。
○健康問題を除くと、20代では勤務問題、30代～60代までは経済・生活問題、70代・80代以降では家庭問題が多い。

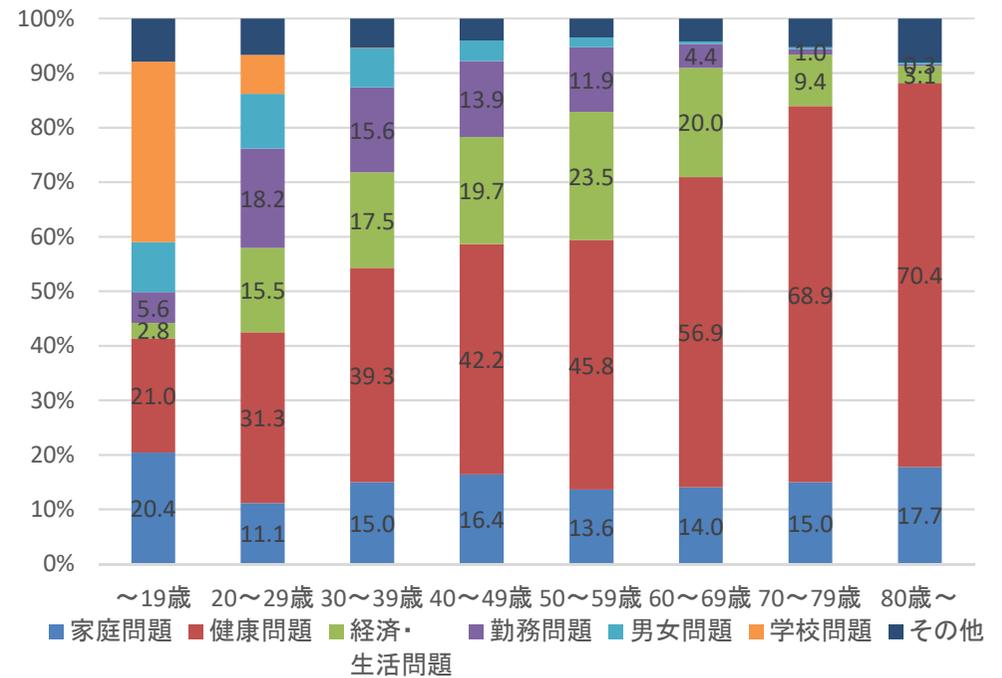
原因・動機別の自殺者数の推移



※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としている。

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

原因・動機の構成比 (平成30年)



※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能とした上で、構成比を算出している。

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

「自殺総合対策大綱」(概要)

厚生労働省社会・援護局
自殺対策推進室より資料提供

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態は**いまだ**続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて**推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. **適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする**
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

「がん患者について、必要に応じ、専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。」

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺に至るプロセス

【本人の状況】

状況が深刻化する前であり、身近に相談にのってくれる人がいれば改善できる状態

例) 子育ての悩みを抱える人の中で、誰かに相談できれば状況が良くなるような人

【本人の状況】

市町村圏域に配置される各種相談機関が支援して改善できる状態

例) 複合的な課題を抱えており、ごみ屋敷や引きこもりの人

【本人の状況】

自殺のリスクが高く状態が切迫している

例) うつ状態や希死念慮のある人

自殺

対象者の状態に応じた相談の受け止め

状態が深刻化する前に早期に対象者を発見し支援する

各種相談機関が、複合的課題をアセスメントし支援する

自殺に関して専門的知識を有する者が、緊急支援や専門的対応を実施する

支援の実施

地域共生社会

- 早期に対象者を発見し、本人の抱える課題を分野に捉われず丸ごと受け止める。
- 地域の中で居場所や参加する場をつくる。

生活困窮者自立支援

- 複雑化した課題を整理し、プランを作成する。
- 本人の状態に応じて、適切な機関を紹介したり、関係機関の間を調整する。

自殺対策事業

- 関係者の連携による包括的な生きる支援や、自殺予防に向けた居場所づくり。
- 自殺のリスクが高い人への専門的支援の実施。

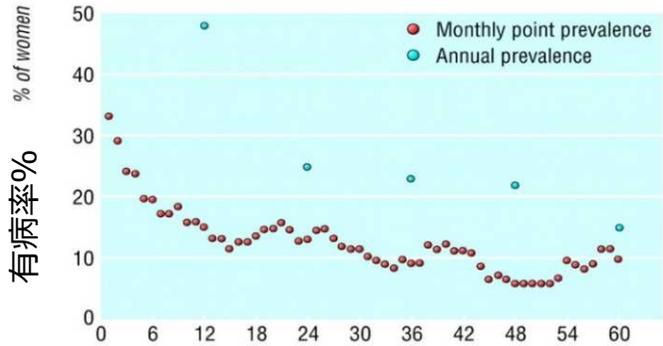
自殺予防

がん患者の自殺対策について

がん診断後のストレス

早期乳がん患者222名のうつと不安を面接調査:一ヶ月有病率%

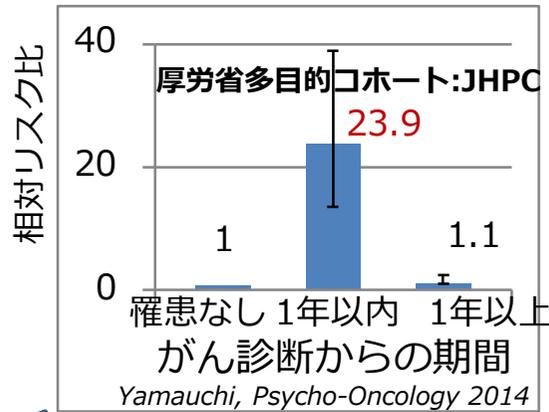
Burgess, C. et al. BMJ 2005



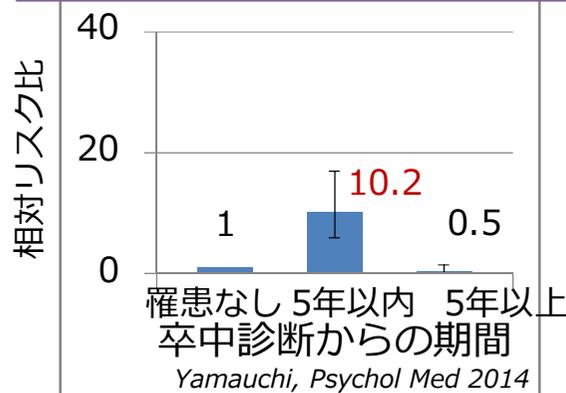
がん診断からの期間 Time from diagnosis (months)

がん診断後自殺リスク24倍

40歳以上の男女約14万人を20年以上追跡



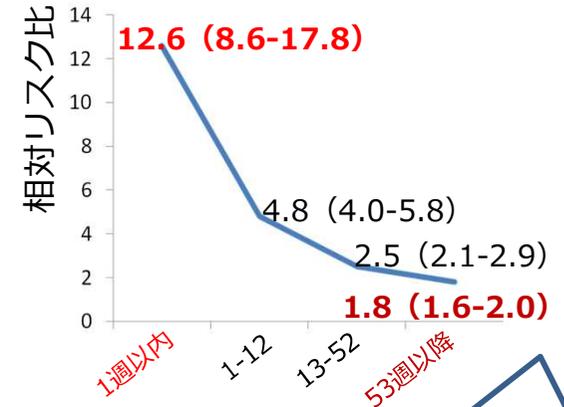
卒中後自殺リスク10倍



がん診断後1週間13倍

30歳以上の一般住民600万人スウェーデン住民コホート (追跡期間1991年-2006年)

Fang F et al, N Engl J Med 2012



102,843人中11,187人ががん発症、34人が自殺。
そのうち13人(0.12%、RR=23.9)が1年以内に自殺。二年目以降21人が自殺(RR=1.1)。
→がん患者100万人/年にあてはめると、がん罹患後1年以内の自殺者は1,162人(全自殺者の約5%を占める)。
罹患後2年目以降は？

6,073,240人中534,154人ががん発症、786人が自殺。そのうち、最初の1週以内に29人(0.005%、RR=12.6)が自殺。
最初の12週の自殺は110人(RR=4.8)。
最初の52週の自殺は260人(0.05%、RR=3.1)。
53週以降の自殺は526人(RR=1.8)。
*最初の12週の自殺を比較すると、食道・肝・膵(RR=16.0) > 肺(12.3) > 脳(7.8) > 大腸(4.7) > 乳(3.4) > 前立腺(3.2) > 皮膚(1.4)。

○がん患者の自殺対策について

- ・ がんの悪いイメージがついてしまっている可能性があり、**がん教育**が重要な役割を果たすと考える。特に、成人に対しては、**企業での教育**が必要ではないか。
- ・ **心情に配慮した告知**が重要ではないか。
- ・ **悪い知らせの伝え方のトレーニング**が必要ではないか。
- ・ 主治医とのコミュニケーションは重要であり、がん告知を行う医師や医療従事者との良好な関係を築くことが重要ではないか。
- ・ 医師だけの問題ではなく、**全ての医療従事者が、チームとして自殺の問題に取り組むべき**であり、**医療文化として根付かせる**ことが重要ではないか。また、そうすることで、自殺の問題は防げることを認識すべきではないか。
- ・ 自殺対策は、**予防・早期発見・早期ケアによる対応**が重要ではないか。

3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題(サバイバーシップ支援)

②就労以外の社会的な問題について

(現状・課題)

我が国のがん患者の自殺は、診断後1年以内が多いという報告があるが、拠点病院等であっても相談体制等の十分な対策がなされていない状況にある。がん診療に携わる医師や医療従事者を中心としたチームで、がん患者の自殺の問題に取り組むことが求められる。

(取り組むべき施策)

国は、拠点病院等におけるがん患者の自殺の実態調査を行った上で、効果的な介入のあり方について検討する。また、がん患者の自殺を防止するためには、がん相談支援センターを中心とした自殺防止のためのセーフティネットが必要であり、専門的・精神心理的なケアにつながるための体制の構築やその周知を行う。

がん診療連携拠点病院における自殺対策に関する取組例

- 調査実施主体: がん診療連携拠点病院 情報提供・相談支援部会
- 対象: がん相談支援センター(21機関)
- 方法: 情報提供・相談支援部会メーリングにてヒアリング
- 期間: 2020年1月9日～1月20日

	地域の取組	病院の取組
自殺予防普及啓発、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、保健所、職能団体主催の研修、自殺予防相談会、街角カフェ、ゲートキーパーの養成、事例検討 ・県の自殺対策に「がん拠点病院等は自殺予防の視点を持って診療及び相談支援を行うよう努める」と明記 ・がん相談員向け自殺対策研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療者対象のオープンセミナー ・全職員対象の研修(がん患者の自殺率、院内の危険な場所、患者の変化や発言などをキャッチし記録) ・カンファレンスにて精神科によるレクチャー ・がん看護外来やがん相談支援センター等の周知
協議の場への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺総合対策ネットワーク会議 ・自殺対策計画策定の委員会 ・自殺未遂支援事業の検討・評価 	
実態把握、分析	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進センターの地域自殺実態プロフィールを基に、2次医療圏、市町村別の実態を把握 	
院内・院外連携(発見時)	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂支援事業に基づき、同意が得られた患者には、保健所へ専用様式を使用して情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・希死念慮のある方への対応フロー、マニュアルの作成 ・対応者が担当医師に報告、精神科、リエゾンチーム、緩和ケアチーム、がん相談支援センター等につなぎケア、アセスメント、対策の検討 ・他施設の患者の場合、通院医療機関へ橋渡し ・匿名相談の場合、相談員のアセスメントや現状の危険性を伝え、主治療機関への相談、精神科への受診勧奨
院内・院外連携(退院時、外来)	<ul style="list-style-type: none"> ・未遂者について保健所と情報共有しモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・未遂者の搬送時、必ず退院時に専門医療機関と連携 ・必要に応じて、精神科への受診、転院の支援

- ヒアリングで寄せられた、がん患者等の自殺対策に関する現状課題
 - ・夜間休日に搬送された方への対応。
 - ・介護負担の増大や相談先がなく思い詰めた未遂の事例は増加の印象。がん相談時にも、その視点を含めた評価が必要。
 - ・地方都市のマンパワー不足(医師、看護師、コメディカル)が深刻でスクリーニングが形骸化している。
 - ・がんで亡くなった方のご遺族が生き延びていることに意味をもてない等、グリーフケアにあたる相談が続いている。
 - ・がん患者の自殺にかかわりのあった医療従事者の心のケアも重要。
 - ・未遂・既遂対策はある程度進んでいるが、希死念慮のある方への行政的対策が進んでいない。

がん患者の自殺防止に関する取組の状況

取り組むべき施策	内容
拠点病院等におけるがん患者の自殺の実態調査の実施	・がん登録を用いた自殺の実態調査(内富班)
効果的な介入のあり方に関する検討	・自殺ハイリスク患者への介入(松岡班)
専門的・精神心理的なケアにつなぐための体制の構築	・コミュニケーション・スキル研修事業 ・緩和ケアスクリーニング、がん患者指導管理料(※)の活用
自殺防止に関する周知	・自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月)における啓発活動(自殺対策基本法第7条) ・SNSを活用した相談体制の拡充

(※) がん患者指導管理料 :がん患者の精神的なケア、抗悪性腫瘍剤の副作用等の管理の重要性が増してきていることを踏まえ、医師又は看護師が行う心理的不安を軽減するための介入及び医師又は薬剤師が行う抗悪性腫瘍剤の副作用等の指導管理の評価。

自殺の実態調査と専門的ケアにつなぐ体制について

- 自殺は、その多くが“追い込まれた末の死”。
 - 背景にはさまざまな要因がかかり合っており、社会全体で取り組むべき課題である。
 - 我が国のがん患者の自殺は、診断後1年以内が多い。
- がん患者の方が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築をめざし、身体的・精神心理的・社会的な苦痛の緩和を図り、自殺を防ぐためには、専門的ケアにつなぐ体制にどのような課題があり、今後どう取り組むべきか。

[課題の例]

1. 自殺につながるサインへの気づき
 - －がんの告知、治療中、治療方針の変更、再発時、治療の中止 等
 - －医療費・生活費、就労、介護、育児、療養にかかわる不安やストレス 等
2. 希死念慮のある方への対応
 - －コミュニケーション、傾聴、信頼関係の構築、危険性のアセスメント 等
3. 専門職・専門機関との連携、安心できる人とのつながり
4. 継続的な見守り
5. 日頃からの普及啓発